

**令和4年度**

**第16期第13回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和4年4月26日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年4月26日(火) 午前10時から10時43分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 研修室

#### 議題

- 1 議案1 令和4年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- 2 議案2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について（固定式刺し網漁業）
- 3 報告事項1 漁業に関する協定に係る報告事項について
- 4 報告事項2 第16期第12回三重海区漁業調整委員会以降の令和3管理年度くろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について
- 5 報告事項3 太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 6 その他
  - (1) 区画漁業権（真珠母貝養殖漁業及び真珠漁業）の一斉切替えに関するヒアリングの実施について
  - (2) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
  - (3) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

浅井利一	矢田和夫	掛橋 武	小川和久	藤原隆仁
永富洋一	濱田浩孝	田邊善郎	濱中一茂	秋山敏男
古丸 明	木村妙子	千田良仁	大倉良繁	木村那津子

斜体字：Web出席

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長	林 茂幸
主幹	増田 健
主査	葛西 学

#### 行政

（三重県農林水産部水産資源管理課）

（資源管理班）

副参事兼班長	勝田孝司
係長	堀 明子

（漁業調整班）

課長補佐兼班長	森田和英
主幹兼係長	藤島弘幸
係長	程川和宏

#### 傍聴者

なし

計 23 名

○事務局（林事務局長）

先ほど事務局に浅井会長からやむを得ない事情により委員会開催時間に遅れるため、本日の議長を矢田会長職務代理者に代わってほしい旨の連絡があり、また、矢田会長職務代理者にも会長から直接依頼がなされています。

については、委員会運営規程第2条第3項の規定により、矢田会長職務代理者にその職務の代行をお願いし、本日の議長をお願いいたします。

○矢田職務代理

それでは、ただいまから第13回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、Webによる出席を含め出席委員が現時点で14名ですので、委員会は成立しております。（議案1途中から会長出席）

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、小川委員と木村那津子委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「令和4年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。1-1ページにありますようにこのことについて、令和4年4月8日付け農林水第24-8号で三重県知事から諮問書が提出されております。沿岸漁場整備開発法第18条の規定により、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田職務代理

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（堀係長）

今回諮問いたしますポイントを1-17ページにお示ししています。放流効果実証事業は、生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより、放流した水産動植物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対して普及する事業です。

県知事は、沿岸漁場整備開発法第15条の規定により、放流効果実証事業を実施する者として、当該県に一法人に限って指定することができ、三重県では公益財団法人三重県水産振興事業団を指定法人としています。

指定法人は、法第17条の規定により、毎年、業務実施計画を作成し、県知事の認可を受ける必要があります。

なお、計画には、(1) 事業の対象とする水産動物の種類、(2) その種類ごとの放流場所、時期、数量、その他の放流の実施に関する事項、(3) 業務の実施に関する事項の3点を定め、(3) 業務の実施については、ア 対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証、イ 対象水産動物の成長を助長するための協力要請、ウ 漁業協同組合等への事業成果の普及について定めることとなっています。

そして、県知事は指定法人から事業実施計画の認可の申請があった場合には、法第18条の規定により、沿岸漁業の事情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされていますので、今回諮問しています。

また、県知事は、法第19条の規定により、(1) 業務実施計画が県の栽培漁業基本計画の内容に適合するものであること、(2) 業務を適正かつ確実な実施のために適切なものであること、(3) 県の海域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであることの3点を満たす場合は、認可をしなければならないと定められています。

なお、今回諮問します業務実施計画は昨年度の計画と計画内容に変更はありません。

また、参考資料として、1-18 ページに平成27年から令和3年度を計画期間とした第7次三重県栽培漁業基本計画の抜粋、1-19 ページに沿岸漁場整備開発法の抜粋を付けています。

1-2 ページは公益財団法人三重県水産振興事業団からの認可申請書、1-3 ページから1-16 ページが令和4年度放流効果実証事業の業務実施計画及びその添付書類です。

1-3 ページをご覧ください。1. 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類は、マダイ、ヒラメとしています。1-7 ページがマダイ、ヒラメを対象に選定した理由です。具体的には、1. 魚価が低下しつつあるものの、地域沿岸漁業の重要な対象となっていること。2. マダイは昭和63年度から、ヒラメは昭和62年度から種苗生産を開始しており、安定的な量産が可能であること。3. 本県にはマダイ、ヒラメの生息適地が多く、伊勢湾口地域が主産卵場と推定され、放流適地とも推定されていることから、大量に継続放流することにより資源の維持、増大が期待されるということから選定されています。

1-8 ページの対象水産動物の放流に関する事項をご覧ください。放流用種苗の入手についてですが、マダイは尾鷲栽培漁業センターで生産された60万尾、ヒラメは浜島町にある三重県栽培漁業センターで生産された20万尾の入手が予定されています。これらの種苗の中間育成については、マダイは三重県尾鷲栽培漁業センターで種苗生産を2月から開始し、4月上旬から中旬には平均全長30mmとなります。この種苗を海面生簀で平均全長60mmまで中間育成します。

ヒラメは三重県栽培漁業センターで種苗生産を2月下旬から開始し、4月中旬から下旬には平均全長30mmとなります。この種苗を三重県尾鷲栽培漁業センター、伊勢湾南部中間育成施設、南伊勢町及び鳥羽磯部漁業協同組合の各施設で平均全長70mmから80mmまで中間育成します。放流時期、数量については、マダイは5月中旬から下旬、ヒラメは5月下旬から6月中旬に放流を予定しています。放流数量は、中間育成中の減耗等を考慮して、マダイ60mmサイズ50万尾、ヒラメ70mmから80mmサイズ16万尾を予定しています。

1-3 ページをご覧ください。放流について、魚種別の表により、対象海域、放流場所、中間育成開始時の収容尾数、放流尾数、放流時期、放流サイズ、その他放流の実施に関する事項について示しています。

マダイの海域別の放流尾数は、鳥羽志摩沿岸 13 万尾、度会沿岸 20 万尾、熊野灘沿岸 17 万尾を予定しています。

ヒラメの海域別の放流尾数は、伊勢鳥羽志摩沿岸 9 万 6 千尾、度会沿岸 4 千尾、熊野灘沿岸 6 万尾を予定しています。

令和 4 年度の放流箇所等については、1 - 9 ページと 1 - 10 ページが令和 3 年度の放流箇所等の実績であり、これらを参考にしながら調整をしていますのでご了承いただきたいと思ひます。

1 - 4 ページをご覧ください。3. 対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証については、1) 関係地区内における主要生産市場で水揚げされる対象魚について、水揚数量、金額および放流魚の混入率等について調査し、県水産研究所の助言を得ながら放流効果の解析を試みる、2) 種苗放流にあたっては、漁業者の自主的な参加を呼びかけ、栽培漁業に対する意識の醸成に努める、3) 県水産研究所にも調査協力を要請するとしています。

1 - 5 ページをご覧ください。経済効果の実証に関する事項についてです。マダイの放流尾数と漁獲量の推移のグラフは、棒が漁獲量、黒丸が放流量です。昭和 63 年に放流を開始して以来、漁獲量は安定しており、今後も種苗放流を継続的に実施することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

事業団では放流効果の把握のため、主として安乗、波切、贄浦、奈屋浦、紀伊長島の 5 市場で調査を実施しています。統計資料等整理されたデータのある直近 5 ヶ年の放流魚の漁獲状況は、5 ヶ年の平均漁獲金額は約 2,500 万円、平均種苗放流経費は約 2,020 万円でした。これにより、年間の放流効果としては 480 万円となり、漁獲金額の 40%を漁獲に要した経費とし、1,000 万円を差し引くと約 520 万円の経費超過と算出されています。

1 - 6 ページをご覧ください。ヒラメの放流尾数と漁獲量の推移のグラフで昭和 62 年度から種苗放流を続け、放流当初から漁獲量を比較しますと約 4 倍に増大しています。今後も継続することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。マダイと同様、経済効果の実証を行っており、データのある直近 5 ヶ年の放流魚の平均漁獲金額は約 1,200 万円であり、平均種苗放流経費は約 760 万円ですので年間放流効果としては約 440 万円ですが、マダイと同様に漁獲金額の 40%を漁獲に要した経費として、480 万円を差し引くと約 40 万円が経費超過と算出されています。他方、この他流通関係者や遊漁関係者等への波及効果も発生していると考えられます。マダイ、ヒラメとも放流経費の削減に努め、経済余剰のある放流に努めていくとしています。

1 - 4 ページの業務実施計画の続きです。4. 対象水産動物の成長を助長するための協力要請については、前年度同様、研修会の開催やパンフレット等で呼びかけを行っていきとしています。5. 事業成果の普及については、県、県水産研究所、市町等と連携して研修会の開催、地域栽培漁業推進協議会や各種研修会での啓発普及に努めるとしています。

参考付表として 1 - 11 ページは海域、年次別のマダイ放流実績、1 - 12 ページはヒラメ放流実績、1 - 13 ページはマダイ、ヒラメの年次別の漁獲量、生産額、単価、1 - 14 ページはマダイ、ヒラメの県栽培漁業センターでの種苗生産実績及び令和 4 年度計画です。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○矢田職務代理

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田職務代理

それでは、議案 1 について計画は適切であると認めてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田職務代理

全員異議がないようですので、議案 1 について計画は適切であると認める旨答申することとします。

続きまして、議案 2 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について(固定式刺し網漁業)」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料 2 をご覧ください。2-1 ページにありますように、このことについて、令和 4 年 4 月 14 日付け農林水第 24-4019 号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は固定刺し網漁業の取扱いに關しての協議です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田職務代理

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(程川係長)

2-1 ページが協議書、2-2 ページが改正理由書です。

2-3 ページの諮問事項をご覧ください。諮問させていただく根拠について説明します。許可漁業である固定式刺し網漁業、きす刺し網漁業については、令和 4 年 6 月 30 日で有効期間が満了となることから、引き続き漁業を営むために取扱方針を定め直すものです。この取扱方針のうち、許可の有効期間を三重県漁業規則第 16 条第 1 項に定められた漁業の許

可の有効期間である3年よりも短い期間で許可をしたいと考えているため、同条第2項の規定に基づき海区漁業調整委員会のご意見を伺うものです。

2-4ページをご覧ください。取扱いの新旧対照表となります。今回の変更事項については、許可の有効期間が令和元年7月1日から令和4年6月30日までとなっているのですが、有効期間満了後の許可を令和4年7月1日から令和6年1月31日までと3年より短い期間とするものです。その他の事項に関して変更はありません。

2-9ページをご覧ください。固定式刺し網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの改正案です。

2-2ページ改正理由書をご覧ください。今回の改正の理由について説明します。現在、紀南漁業協同組合が管理する三重共第156号共同漁業権漁場内において、きす刺し網漁業、いせえび刺し網漁業、かれい刺し網漁業の固定式刺し網漁業が営まわれています。これらは、それぞれ許可の有効期間が別々となっているため、毎年許可申請等の事務作業が生じており、有効期間をできるだけ統一して事務作業を少し減らしたいとの要望が紀南漁協よりありました。そのため、今回のきす刺し網漁業の許可期間の満了にあたり、きす刺し網漁業とかれい刺し網漁業の許可期間を統一するために、有効期間を令和4年7月1日から令和6年1月31日までと3年よりも短い1年7ヶ月にしたいと考えています。きす刺し網漁業とかれい刺し網漁業の許可保有者は、現在同一であるため許可期間の短縮についての問題は生じないものと考えています。また、有効期間の短縮については今回のみで、令和6年2月1日からの有効期間については、また3年としたいと考えています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○矢田職務代理

ただいまの説明についてご意見ありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田職務代理

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田職務代理

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、報告事項1「漁業に関する協定に係る報告事項について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

報告事項1については3項目あります。1つ目は、3-1ページにありますように、令和4年3月30日付けで、愛知県農業水産局長から第10回資源専門家委員会の結果について報告があったものです。コロナ禍の状況のため、書面開催されました。2つ目は3-37ページの令和4年4月11日現在の協定第10条に基づく紛争処理委員会委員、3つ目は3-38ページの協定第11条に基づく資源専門家委員会委員についてです。

水産資源管理課から補足説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

少し補足説明をさせていただきます。第10回資源専門家委員会の概要につきましては、3-2ページから3-6ページ、用いられた資料は3-7ページから3-36ページです。3-2ページから3-6ページの概要に記載がなく、愛知県から補足されました事項がありましたので説明させていただきます。

近年漁獲量が増加しているさわらの資源に関して、愛知県においても流し網、小型底びき網、改良かごめ網等、さまざまな漁法で漁獲されていることから、三重県から愛知県に対して産卵親魚の保護や資源保護に努めるよう申し入れを行い、愛知県からも両県で資源管理に取り組む意向であると報告を受けています。

続きまして、漁業に関する協定に定められている紛争処理委員会及び資源専門家委員会の委員構成に変更がありましたので報告します。

3-37ページの紛争処理委員会名簿をご覧ください。三重県の県水産行政職員が前年度の南から水産資源管理課森田班長に代わりました。愛知県委員の変更はありません。

3-38ページの資源専門家委員会名簿をご覧ください。三重県委員に変更はなく、愛知県委員の県水産行政職員が前年度の白木谷課長補佐から原田課長補佐に代わりました  
補足は以上です。

○矢田職務代理

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○藤原委員

3-2ページの愛知県の植村委員からのイカナゴ資源に関連して、伊勢湾、三河湾、伊勢湾口を含めた両県が、全国的にも先進的な資源管理を行っているなかで、禁漁が7年目を迎えます。水産庁に私もお願いしたのですが、調査や報告だけでなく、資源を復活させ

るために行政が関係機関としてどのようなことを考え、また、それをどう実行へ移すのかという議論を両県のなかでも示していただきたい。加えて、今後行政としても一歩踏み込んだ形で、例えば瀬戸内のイカナゴ親魚を伊勢湾口に放流するなどの対策も両県が力をあわせて行っていただきたいと思います。もし、それに関連するような政策や計画の持ち合わせがあれば、情報共有をお願いしたいと思います。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

3-36 ページをご覧ください。本県では今年度から令和8年度にかけてイカナゴの種苗生産技術の開発と資源調査の事業を実施します。この事業については愛知県にも説明し、両県の共通認識とさせていただいています。

○矢田職務代理

ほかにありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項2「第16期第12回三重海区漁業調整委員会以降の令和3管理年度くろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

前回委員会で事前承認をいただきました、令和3管理年度くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲量について、項目を満たす場合に限り知事管理区分間の漁獲可能量の融通、変更することについてですが、変更がありましたのでその報告です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田職務代理

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

ひとつお詫びです。4-1ページの本文3行目に「くろまぐろ（小型魚）」としていますが大型魚も入っておりますので追加をお願いします。

4-1ページは変更後の漁獲可能量、4-2ページが新旧対照表です。4-3ページの変更についてのポイントに従い説明させていただきます。令和4年3月15日開催の第16期第12回三重海区漁業調整委員会で承認いただきました、①海区委員会開催後から令和4年3月31日までの間に、②急な漁獲の積み上がりにより、漁獲可能量の変更の必要が生じ

た場合であって、③変更する内容について、鳥羽以南の関係漁協が同意した場合に限り変更することを事前承認いただきました。今回の報告は、その事前承認に基づき、令和4年3月28日付けで知事管理漁獲可能量を変更しましたので、その内容について報告するものです。

前回の海区委員会に諮問をさせていただいた直後から、県外で操業している漁船による大型魚の漁獲が増加してまいりました。一方で、定置漁業による大型魚の漁獲の積み上がりは少ない状態でした。このような状況から、前回諮問した大型魚の留保分2.6トンと小型魚を交換し、それを小型魚のその他漁業に再配分する変更と合わせて、大型魚の定置漁業8.1トンのうち、1トンをその他漁業に融通し、定置漁業を7.1トン、その他漁業を6.1トンに変更する案を作成し、関係漁協にその旨伝え同意いただきました。

事前に承認いただいたことにより、資源を有効に活用するためのこのような対応を行うことができ、ありがとうございました。

報告は以上です。

#### ○矢田職務代理

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項3「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

5-1ページのとおり浅井会長に委員を務めていただいております、太平洋広域漁業調整委員会が3月8日に開催されました。

議題のうち当海区に関連する（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてのみご報告します。

5-3ページをご覧ください。遊漁によるくろまぐろの採捕については、昨年初めて広域委員会指示が発出され、令和3年6月1日から、「30キログラム未満の小型魚の採捕禁止」と「30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告」が義務付けられました。しかしながら、令和3年6月1日以降、当初想定された水準を大幅に上回る採捕数量となり、くろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じたため、8月21日から令和4年5月31日までの間、遊漁による大型魚の採捕が禁止されています。

このため、本年6月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示が新たに発出されました。

新たに発出された指示の主な内容は、遊漁者による小型魚の採捕の禁止と大型魚の採捕の制限で、大型魚は1人1日あたり1尾までとされました。また、全海区における採捕数

量について時期ごとに基準数量が定められ、この基準数量を超えるおそれがある場合、当該時期の末日まで採捕が禁止されます。更に全海区における6月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合、令和5年3月31日まで採捕が禁止されるとする内容です。

具体的な指示の内容は、5-5ページと5-6ページです。

報告は以上です。

#### ○矢田職務代理

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他の事項1「区画漁業権（真珠母貝養殖漁業及び真珠養殖漁業）の一斉切替えに関するヒアリングの実施について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。

6-1ページにありますように、このことについて、令和4年4月7日付け農林水第24-4006号で三重県農林水産部長から通知がありました。まずは、水産資源管理課から説明させていただきます。

#### ○矢田職務代理

それでは水産資源管理課からお願いします。

#### ○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

真珠母貝養殖業及び真珠養殖業の漁業権の一斉切替えに伴うヒアリングを行います。

6-2ページが一斉切替えのスケジュールです。真珠母貝養殖業及び真珠養殖業以外の共同、区画、定置に関してはすでにヒアリング等させていただき、その節は大変お世話になりありがとうございました。真珠養殖業及び真珠母貝養殖業に関しては、免許日が令和6年4月1日であり、他の免許より半年ほどスケジュールが後ろにずれており、令和4年6月から行使状況事前調査、ヒアリングを開始することとしています。

ヒアリングの日程に関しては、6月7日三重県真珠漁協、6月9日その他の真珠漁協、6月14日鳥羽磯部漁協、外湾漁協の安乗事業所、和具事業所を予定しており、いずれも志摩庁舎で行います。三重外湾漁協くまの灘事業所、長島事業所、尾鷲事業所は6月16日に三重外湾漁協本所で実施予定です。

説明は以上です。

○事務局（増田主幹）

ヒアリングへの同席のお願いですが、実施予定日までまだ日数もありますし、回数も少ないため、ご都合のつく委員にご出席していただいております。可能ならばこの場でご都合を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○矢田職務代理

この日程で出席できる方はおられるでしょうか。

○事務局（林事務局長）

共同漁業権等のヒアリング時は聴取予定日までの時間的余裕がなく、事務局であらかじめ立会案を提示させていただきました。今回は聴取予定日まで余裕があり、回数等も少ないこともあり、事務局案を作成せず6－3ページの立会委員を空欄のままとしています。ご都合のつく方いかがでしょうか。

聴取日時の割り振りは決まっていますが、これまで同様に、立会可能な聴取時間帯のみの出席でも良いと伺っています。

○矢田職務代理

委員それぞれの都合もあり、いますぐに決めることは難しいと思います。  
改めて事務局案を作成してください。

○事務局（林事務局長）

承知いたしました。真珠小委員会の委員の方々を中心とした事務局案を作成し、ご相談させていただきたくよろしく申し上げます。

なお、真珠小委員会は浅井会長、掛橋委員、小川委員、永富委員、濱田委員、田邊委員、秋山委員、木村那津子委員の皆様ですが、真珠小委員会以外の委員におかれても、ご都合のつく委員がおみえになりましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

○永富委員

いずれの日も予定があり出席できません。

○事務局（林事務局長）

承知いたしました。

○矢田職務代理

永富委員の事情を考慮し、案を作成してください。  
ほかにありますか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料7をご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会会長から第58回通常総会の開催案内がありました。5月19日（木）に宮城県仙台市で行われます。今のところ対面で行われる予定です。主な議題は7-2ページのとおりです。連合会の副会長でもある浅井会長に出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○矢田職務代理

浅井会長、出席についてよろしくをお願いします。

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項3「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

5月24日（火） 10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室  
議題（案）

- ・宝石さんごの採捕に関する委員会指示

○矢田職務代理

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。